2018 9/2X

相続のいろは

税が変わる ①

4割も減る非課税枠

負担する人、2倍に

来年1月1日から相続税が増税になる。基礎控除と呼ばれる非課税の枠が4割も減るためだ。これまで相続税とは無縁だと思っていた人も税金を支払う必要が出てくる可能性がある。税のしくみはどう変わるのか、どう対応したらいいのか。連載で解説する。

「相続税がたいへんだ」。東京の税理士法人レガシィには毎年、たくさんの個人が相談にやってくる。その大半は相続する実家が東京の中心部にある人たちだった。だが、「来年からは郊外の不動産を引き継ぐ場合も相続税がかかってくる」と天野隆代表は話す。

夫が亡くなり、妻が自宅や預金を相続する場合、1億6000万円の税額控除がある。この特例は来年1月以降も変わらないので、よほどのお金持ちでない限り、相続税はかからない。相続税が発生するのは、両親が亡くなり、子どもが財産を受け取るときだ。

基礎控除（非課税枠）が縮小する

現在

5000万円 ＋ 1000万円 × 法定相続人の数

↓ 4割減

来年1月1日から

3000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人の数

法定相続人の数	現在	来年1月1日から
1人	6000万円	3600万円
2人	7000万円	4200万円
3人	8000万円	4800万円
4人	9000万円	5400万円
5人	1億円	6000万円

相続税には相続人が1人の場合で6000万円、2人の場合で7000万円、3人の場合で8000万円まで基礎控除がある。このため相続税対策が必要になるのは実質的に、不動産、現預金などの相続財産が億単位の富裕層に限られていた。

レガシィが相続財産「土地50坪（約165平方メートル）弱の一軒家、2000万円強の預金、その他資産200万円弱」をモデルに現行制度の税額を試算したところ、負担が生じるのは東京や大阪の中心部などで、東京や大阪の近郊の通勤圏でも、相続税がかからない地域が多い。

基礎控除が4割カットされると話が違ってくる。いまは路線価がおよそ30万円以下の地域では相続税がかからない。それがおよそ12万5000円以上の地域まで負担が発生するという。

たとえば、JR京浜東北線の浦和駅、総武本線の市川駅、小田急線の新百合ケ丘駅の路線価は30万円弱。いまの制度なら非課税だが、来年以降は300万円程度の相続税がかかるようになる。

首都圏、関西圏や地方の大都市でも申告が必要になる地域がかなり広がる。税を負担する人はこれまでの2倍近くになる見通しだ。「相続税を払うほど我が家に財産はない」とたかをくくっていると、慌てることになりかねない。（随時掲載）